

全国エリア

(関東・九州以外)

J A L で ん き

(需給契約条件 [低圧])

2026年1月1日 実施

九電ネクスト株式会社

JALでんき（需給契約条件〔低圧〕）

目 次

1	対象のお客さま	1
2	契 約 種 別	1
3	JALでんき B	2
4	JALでんき C	3
5	そ の 他	4
附	則	5
料	金 表	6
別	表	14

1 対象のお客さま

この需給契約条件〔低圧〕（以下「この契約条件」といいます。）は、電気供給条件〔低圧〕（以下「供給条件」といいます。）の適用を受け、電灯または小型機器を使用され、次の地域を供給区域とする需要地一般送配電事業者が定める託送供給等約款の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまを対象といたします。

エリア	対象地域
北海道エリア	北海道
東北エリア	青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県
中部エリア	愛知県，岐阜県（一部を除きます。），三重県（一部を除きます。），静岡県（富士川以西）および長野県
北陸エリア	富山県，石川県，福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部
関西エリア	滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。），福井県の一部，岐阜県の一部および三重県の一部
中国エリア	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，兵庫県の一部，香川県の一部および愛媛県の一部
四国エリア	徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。）および愛媛県（一部を除きます。）

2 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) JALでんき B
- (2) JALでんき C

3 JALでんきB

(1) 北海道エリア，東北エリア，中部エリア，北陸エリア

イ 適用範囲

契約電流が30アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるお客さまで，当社との協議が整った場合に適用いたします。

ロ 契約電流

(イ) 契約電流は，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 需要地一般送配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，需要地一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料金

料金は，料金表のとおりといたします。

(2) 関西エリア，中国エリア，四国エリア

イ 適用範囲

使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満のお客さまで，当社との協議が整った場合に適用いたします。

ロ 最大需要容量

(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情等に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

(ロ) 当社は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

ハ 料 金

料金は、料金表のとおりといたします。

4 JALでんきC

(1) 適 用 範 囲

契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(2) 契 約 容 量

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ロ イによりがたい場合には、負荷設備の容量等を基準として、当社とお客さまとの協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、料金表のとおりといたします。

5 そ の 他

(1) 当社は、供給条件18（日割計算）に準じて日割計算を行ない料金を算定いたします。

なお、JALでんきB（関西エリア，中国エリア，四国エリア）における最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金ならびに料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表3（日割計算の基本算式）によるものいたします。

(2) お客様が希望される場合で当社が認めたときは，検針の結果等を紙面により郵送することがあります。この場合，当社は，インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する金額を，原則として，料金とあわせて申し受けます。

(3) この契約条件に定めのない事項については，供給条件によるものいたします。

附 則

1 実 施 期 日

この契約条件は、2026年1月1日から実施いたします。

2 この契約条件の実施に伴う切替措置

2026年2月の料金に係る計量期間等の始期の前日までの料金は、この契約条件において別に定める料金表によらず、この契約条件実施の際現に適用している需給契約条件〔低圧〕によります。

料 金 表

1 料 金

料金は、次の対象エリアおよび契約種別ごとに、基本料金または最低料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、最低料金および電力量料金は、別表1（燃料費調整）(3)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、北海道エリア、東北エリアおよび中国エリアについては、別表2（離島ユニバーサルサービス調整）(3)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。なお、JALでんきB（関西エリア、中国エリア、四国エリア）の再生可能エネルギー発電促進賦課金については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。この場合の最低料金適用電力量とは、関西エリアおよび中国エリアについては、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、四国エリアについては、最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(1) JALでんきB（北海道エリア）

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流30アンペア	1,254円00銭
契約電流40アンペア	1,672円00銭
契約電流50アンペア	2,090円00銭
契約電流60アンペア	2,508円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35円67銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41円96銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45円68銭

(2) JALでんきC（北海道エリア）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	418円00銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35円67銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41円96銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45円68銭

(3) JALでんきB（東北エリア）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流30アンペア	1,108円80銭
契約電流40アンペア	1,478円40銭
契約電流50アンペア	1,848円00銭
契約電流60アンペア	2,217円60銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円60銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円35銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円30銭

(4) JALでんきC（東北エリア）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	369円60銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円60銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円35銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円30銭

(5) JALでんきB（中部エリア）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流30アンペア	963円42銭
契約電流40アンペア	1,284円56銭
契約電流50アンペア	1,605円70銭
契約電流60アンペア	1,926円84銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円18銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円65銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円60銭

(6) JALでんきC（中部エリア）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	321円14銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円18銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円65銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円60銭

(7) JALでんきB（北陸エリア）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流30アンペア	907円50銭
契約電流40アンペア	1,210円00銭
契約電流50アンペア	1,512円50銭
契約電流60アンペア	1,815円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円84銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34円73銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円44銭

(8) JALでんきC（北陸エリア）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく

く電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	302円50銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円84銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34円73銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円44銭

(9) JALでんきB（関西エリア）

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	522円58銭
電力量料金	15キロワット時を超え120キロワット時までの1キロワット時につき	20円19銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円59銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円57銭

(10) JALでんきC（関西エリア）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	447円21銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円79銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円00銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円50銭

(11) JALでんきB (中国エリア)

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	759円68銭
電力量料金	15キロワット時を超え120キロワット時までの1キロワット時につき	32円73銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	39円41銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円53銭

(12) JALでんきC (中国エリア)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	447円97銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円04銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円13銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	38円00銭

(13) JALでんきB（四国エリア）

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	666円89銭
電力量料	11キロワット時を超え120キロワット時までの1キロワット時につき	30円63銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円25銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円76銭

(14) JALでんきC（四国エリア）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	397円10銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	27円23銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	32円76銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	35円68銭

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = ⑤に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(5)に定める基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(5)に定める基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、JALでんきB（関西エリア、中国エリア、四国エリア）のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、関西エリアおよび中国エリアについては、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、四国エリアについては、最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、(5)に定めるものといたします。

(3) 燃料費調整額の差引きまたは加算

最低料金および電力量料金は、(1)イによって算定された平均燃料価格が(5)に定める基準燃料価格を下回る場合は、(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が(5)に定める基準燃料価格を上回る場合は、(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(4) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の定める方法により、お客さまにお知らせいたします。

(5) 燃料費調整単価算出係数等

対象エリアごとに、次のとおりといたします。

対象エリア	係数			基準燃料 価格 〔円〕	基準単価 〔キロワット時につき〕
	α	β	γ		
北海道エリア	0.1874	0.0899	1.0036	80,800	17銭3厘
東北エリア	0.0259	0.2563	0.8915	83,500	19銭7厘
中部エリア	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	23銭3厘
北陸エリア	0.0415	0.0745	1.2499	79,800	16銭5厘
関西エリア	0.0140	0.3483	0.7227	27,100	16銭5厘
中国エリア	0.0406	0.0992	1.1994	80,300	21銭2厘
四国エリア	0.0875	0.0770	1.1770	80,000	15銭4厘

なお、JALでんきB（関西エリア，中国エリア，四国エリア）の基準単価については、次のとおりといたします。

イ 関西エリア

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2円47銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16銭5厘

ロ 中国エリア

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

ハ 四国エリア

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	15銭4厘

2 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha, \beta, \gamma = (5)$ に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が(5)に定める離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が(5)に定める離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が(5)に定める離島調整

上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、JALでんきB（中国エリア）のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、(5)に定めるものといたします。

(3) 離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、(1)イによって算定された離島平均燃料価格が(5)に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、(1)イによって算定された離島平均燃料価格が(5)に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社の定める方法により、お客さまにお知らせいたします。

(5) 離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

対象エリアごとに、次のとおりといたします。

対象エリア	係数			離島 基準燃料 価格 〔円〕	離島基準 単価 〔1キロワット時につき〕	離島調整 上限燃料 価格 〔円〕
	α	β	γ			
北海道エリア	1.0000	0.0000	0.0000	79,300	1 厘	119,000
東北エリア	1.0000	0.0000	0.0000	79,300	1 厘	119,000
中国エリア	1.0000	0.0000	0.0000	79,300	1 厘	119,000

なお、JALでんき B（中国エリア）の離島基準単価については、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	1 銭 7 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	1 厘

3 日割計算の基本算式

(1) 日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) JALでんき B（北海道エリア）

第 1 段階料金適用電力量 = 120 キロワット時

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量＝160キロワット時

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (ロ) JALでんきB（東北エリア，中部エリア，北陸エリア）およびJALでんきC

第1段階料金適用電力量＝120キロワット時

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量＝180キロワット時

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (ハ) JALでんきB（関西エリア，中国エリア）

最低料金適用電力量＝15キロワット時

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電賦課金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量＝105キロワット時

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{aligned} \text{第2段階料金適用電力量} &= 180 \text{キロワット時} \\ &\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \end{aligned}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(二) JALでんきB（四国エリア）

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{aligned} \text{第1段階料金適用電力量} &= 109 \text{キロワット時} \\ &\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \end{aligned}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{aligned} \text{第2段階料金適用電力量} &= 180 \text{キロワット時} \\ &\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \end{aligned}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) (1)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端

数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 供給条件17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(3)の「計量期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 計量期間等の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる計量期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。